

個人信用スコアとその規範



慶應義塾大学法学部教授 大屋 雄裕

～要旨～

決済サービスに関する利用実績や学歴・財産などの属性によって個々人の持つ信用力を評価し、スコアとして表示する「個人信用スコア」については、中国での普及を受けて日本でもサービス展開が試みられてきたが、成功しているとは言えない。本稿はその特徴を確認したうえで、その内包する問題性を克服して適正に運用するためには一定の規範的原則に対する考慮が必要であることを指摘し、中国においても一定の社会状況のもとで受容されている点に注意を促す。さらに、パンデミック下で個々人に内在する危険性を判定するシステムとしてスコアリングが反転されて用いられたことにより、中国における受容にも一定の懸念が生じていることを指摘する。

1 個人信用スコア

COVID-19 以前の中国で急速に発展し普及していたのが、アリババグループによる「芝麻信用」(Zhima Credit) を典型とする、個人信用スコアである。個人信用スコアとは、それぞれの個人の持つ信用力——どのくらい契約を確実に履行するか、債務を返済するか、道徳的に正しいとされる行為を選択するかといった要素を可視化し、一定の数値として示すシステムのことだと考えることができるだろう。芝麻信用の場合には、スマートフォンなどで利用可能なアプリにおいて、350～950点の範囲で示される最終的なスコアと、「身分特質」(学歴や収入など個人の属性)、「履约能力」(契約などの履行実績)、「行為偏好」(消費に示されている特徴)、「人脈関係」(他者との交友関係)、「信用歴史」(クレジット

ヒストリー) の5分野に分けたレーダーチャートが示され、どの分野で自分がどの程度の評価を得ているかが図示されるようになっている¹⁾。ただし、いま述べたように可視的なのは分野ごとの傾向と最終スコアのみであり、たとえばどのような学歴がどのようなスコアと結び付いているのかなど、具体的な属性・事実とスコアの関係は明示的には示されていない。

その基礎となっているのはまず同社の提供している決済サービス「アリペイ」の利用実績であり、不払いの有無や取引量が判定に用いられる。さらに利用者がアプリを通じて証拠書類の画像データなどをアップロードしシステムがその内容について審査することで学歴・収入・不動産所有などの情報が付加され、SNS上での「友だち」関係などを通じて他者との交流が加味さ

れていく。これらを通じて最終的なスコアが算出され、高いスコアを得ている場合にはそれを提示することでたとえばアリババグループ内の貸金業者から融資を受ける際に利率の割引が受けられるとか、不動産業者から物件を賃借する際の敷金が不要になるなどのメリットを得られることが予定されていた。現実にはさらに、スコアが利用者のスマートフォンに表示されいつでも・どこでも他者に対して維持可能であることから、アリババグループ以外のさまざまな企業・団体のサービスにも利用が広がっていると指摘されている。中国社会ではこれまで、ホテルに宿泊する際、病院で診療を受ける際、さらには公共図書館から貸し出しを受ける際にもデポジットとして現金を預託することが広く求められてきたが、芝麻信用のスコアが高い利用者に対してはそれを免除するという制度が広まっていたとされる。また、外国に滞在するためのビザを申請する際、特に長期滞在の場合にはその費用を支弁可能であることを証明するために財産の保有状況や収入に関する証明がしばしば求められるが、ルクセンブルクなど一部の国家が、やはり芝麻信用のスコアが一定以上である場合にそれを免除するなどといった対応を取っていた例も知られている。

このような形で個々人の信用が可視化され、信頼を失うような行動——ホテルの備品を持ち逃げするとか、公共料金を滞納するといったように——を行なえばそれがスコアに反映され長期的な不利益をみずからが被ることになるというプロセスが明らかになったことによって、中国では多くの人が自発的に「道徳的な」行動を取るようになったと評価されている。どのような行動を取ればスコアを上げることができるかというアドバイスはアプリ上でも個々人の状況に合わせて提供されており——たとえば公益団

体に寄附をするとスコア上昇が見込めます、といったように——、ある視点によって定義された善行へと人々を積極的に動機付けている。多くの利用者が共通にこのシステムを利用し、関連する情報も SNS などでも広く共有されているため、行動と帰結（スコアの増減）に関する情報が広くシェアされ分析されることにより、同じように公益団体に寄附するとしても大きな額を一度寄附するより・少額を定期的に寄附した方がスコアの上昇幅が大きいといったノウハウが共有され、多くの人がそのような行為に動機付けられていくことになる。さきほど言及したように学歴・収入・不動産所有などに関する情報を人々が積極的・自発的にシステムに提供するのも、それらがポジティブに評価されスコアが上昇することがみずからの利益につながるという信念に基づくものにほかならない。「デジタル神様が見ている」と表現されることもあるようだが、個々人の行動履歴と属性情報の収集に依拠した信用の可視化が社会的に広く浸透しているという状況が、諸外国からも注目されることになったのである。

2 プロファイリングとその問題性

個人信用スコアを生み出す基礎となっているのが、ある属性と別の属性の相関関係に基づいて対象の性質を推定するプロファイリング技術である。過去にホテルの備品を持ち逃げした人間は、また同じことをするかもしれない。公共料金の滞納がある人間は経済的な問題を抱えている可能性が高く、住宅ローンも返せないかもしれない。多くの人々から集めた大量の行動データをもとにこのような属性同士の相関関係を導き出し、対象に似た人の行動傾向は対象にも該当する（可能性が高い）と推定するわけだ。だがそれがあくまで相関に基づく推定である以上、

不十分な分析や偏ったデータによって誤った結果を導く危険性はつとに指摘されてきた。特に、機械学習技術を活用した人工知能（AI）に分析を行なわせる場合には判断の経過や理由が現時点では技術的にも示し得ないことから、ブラックボックス化したプロセスを通じて個々人が不当に扱われることへの懸念が、憲法学者などからも繰り返し示されている²⁾。

にもかかわらずなぜ、中国社会ではこのようなサービスが急速に浸透したのだろうか。日本社会においても、芝麻信用の成功を見て類似・同種のシステムを提案する事業者はすでに登場している。たとえばみずほ銀行とソフトバンクの合弁で設立された J.Score はスコア化した顧客データをもとに与信審査を行なう融資サービスを 2017 年から開始しており、2019 年 12 月までにスコアの判定を受けた登録者が 100 万人を超えたとされているがそれ以上の登録者増加に関するニュースリリースはなく、6 期連続で最終赤字を計上し 2022 年 3 月までの累積赤字が 200 億円を超えるなど、経営が順調とは言えないという指摘がある³⁾。2019 年 6 月にはヤフーが信用スコアサービス「Yahoo! スコア」の提供を発表したが当初から利用者からの強い反発を招き、スコアに応じて同社およびパートナー企業から特典を提供するという当初の目的を実現することなく、翌年 8 月末で運用終了に追い込まれた。パンデミックの影響で社会生活全体が大きく制約されていたという状況があるにせよ、中国同様の発展が期待される状況にはないのではないだろうか。

3 中国という特殊性

このような違いの背景として、中国社会の性質を指摘することはできるだろう。西欧近代においては、法を通じて財産・契約を保護するこ

とを国家自身がその主要な存在意義だと捉え、特に警察力を通じて信用に値しない存在を社会から排除することで安全な社会、見知らぬ他者を信用することのできる社会を作り上げてきた。「ケーペニックの大尉」⁴⁾、古着屋で調達した制服・装備で陸軍大尉に変装した詐欺師が街頭にいた兵士を動員して市庁舎を制圧し、予算の一部を押収して逃亡した事件はいかにもドイツらしい笑話であるものの——「これが規律だ。地球上で我々だけが成し得るものだ」と当時の皇帝ヴィルヘルム 2 世は評したと言われる——、国家の証明する外見を人々が信頼し服従する近代社会の基本前提を物語るものではあるだろう。

国家によって社会全体の一般的な信頼を構築されてきた欧米的システムと異なり、中国は人間関係を基礎として構築される個別的な信用のネットワークが広範囲・高速に機能する社会へと成長してきた。中国近代史を専門とする岡本隆司は、中国の人々が「お上に頼らない、とは、お上のいうことを聴かない、法を遵守しないことをも意味する。そのため経済活動でもトラブル、犯罪が頻発してきた」（岡本隆司（2013）p.13）と指摘した上で、伝統的に中国社会では行政機構の整備された集落とそこに住む人口がごく限定的であり、国家権力との関係が稀薄であったことをその理由として挙げている。官＝政治と民＝経済が別個のものとして発展したため、地縁・血縁を典型とする直接的な人的関係によって信用を調達してきた結果、企業の資本蓄積にも事業の継続性にも大きな制約が生じたというのが、岡本の指摘する中国経済の歴史的特徴である（岡本隆司（2013）pp. 161-165、pp. 225-226）。

このため、不特定の他者を対象とする産業や、顧客の選別ができない公的部門における対応が取り残されることになった。個人信用スコアはまさにその解決策として個々人の信用度を普遍

的に可視化する手段として社会に受容されたのだと考えることができるだろう。

4 他者に対する評価

もちろん飲食店の「ドタキャン」が問題化してきたこと、ヤフオク・メルカリなどで典型的に示されているように個人が別の個人と直接に取引する機会も増加していることなど、日本社会においても個々人の信用を可視化する必要は増大していると考えられるのではないかな。そもそも、個人個人の信用を評価し取扱いを変えるということ自体は、我々の社会においてもこれまで日常的に行なわれてきた。クレジットカードの発行を申請して審査を受けること、分割払いでスマートフォンを購入しようとする、生命保険に加入しようとする。これらはすべて、この私の信用力を他者による評価にさらすことにほかならない。それを拒絶された人が不愉快な思いをするのは事実だろうが、しかし契約に内在するリスクの多寡に応じてその取扱い——典型的には保険料率や利子率——が変わるというのは経済的に合理的な制度であり、我々の契約制度も基本的にはそれを肯定している。個々の契約の際に個別に示されるのではなく全体的な評価が事前に（あるいは常に）示されていることに個人信用スコアの特殊性があるとしても、我々が他者による評価にさらされるという本質において、そこに意味のある差異があるとは思えない。

さらに我々は、このようなシステムが他者を裏切るつもりのない善良な個人に快適な生活をもたらすだろうことを、正面から認める必要があるだろう。すでに指摘したとおり、他者に対する信頼が制度化されていない中国社会においては、他人は信用できないという状態がデフォルトとなり、悪意のない個人であってもそれを

証立てるための膨大な負担を背負わされるのであった。このような状況も、個人の信用に対応した待遇が保障されていないという意味において不当なもの、差異に応じた扱いがなされていないという意味では、正義に反する差別的なものに他ならない（「等しきものを等しく」という正義定式は、その裏返しとして、等しからざるものは異なって扱われるべきだという主張を内包している）⁵⁾。

さらに言えば、どうせ信用されないのなら（デポジットが十分な抑止効果を持たない場合には）信用を裏切る方が賢明であるなどといった形で、裏切り戦略へと個々人を誘導する効果すら持ちかねない。このような状況で苦しんできた善良な個人にしてみれば、信用力を持たない他者たちと自分が差別化され、本来の私にふさわしい扱いが保障されることは、差別の解消された望ましい状態だとしか評価できないだろう。前述のとおり、「デジタル神様が見ている」などと、システムに評価される対象として内包されている中国の市民たち自身から肯定的な評価が見られることを、そのような背景抜きに理解することはできない。「やましいことはなにもない」（nothing to hide）——プライバシーを侵害しかねない監視・情報収集といった行為への懸念に対して我々善良なる市民の多くがそう反論するだろうと、アメリカを代表するプライバシー法研究者であるダニエル・ソローヴが述べたように⁶⁾、人々を裏切ろうとする悪者や隠されるべき後ろ暗いものを抱えた人々のみが苦しむのであり、善良な市民の側からはそこに問題とすべき何物も存在しない、かのようにも思えるのだ。

もちろん我々はここで、本人に帰責できない理由で低いスコアに甘んじざるを得ない人々——典型的には生来的に稼得能力を欠く障害者——のことを考えたいだろう。しかしそれはこ

こでの問題ではない。個々の事業者が対象の信用に応じてその扱いを変えることは正当であり、その結果として生じる構造的な弱者を救済するという社会的な問題に対応すべきなのは社会あるいはその全体に責任を負う政府の役割だと考えるべきだろう。

だとすれば他者への評価としてのスコアリングに規範的な問題はなく、民間事業者の取り組みである限り自由に行なって差支えないということになるのだろうか。憲法学者の懸念は、たとえば国家による一元的な評価が行なわれて逃げ場がなくなる場合に限ってあてはまるようなものののだろうか。

5 差別と区別を分かつもの

しかし民間事業者によるものであっても不当な差別は許容されないだろうこと、不当な評価は利用者の反発を招き、受容されないだろうと指摘することはできるだろう。そして我々は、差別と区別とを分かつものが情報の関連性(relevance)である点に注意する必要がある。特定の領域・問題において取り扱いの差異を設けること(たとえば大学の男子トイレについて女性の立入りを禁止すること)と、より広く取り扱いの差異を設けること(たとえば大学の建物全体に女性の立入りを禁止すること)を比較した場合、関連するものとして想定される行為類型が多く広くなることにより、広い領域にわたる差異の正当化の方が難しくなるだろう。破産者が一定の職に就くことを禁じる個別法における規制はそれぞれに正当性が検討され認められてきたものだが、そこから職業一般に関する就業禁止を導き出すことは正当化困難である。

このように我々が、①個人信用スコアの目的は正直者が損をしない社会状態を実現するところにある、②そのために人々の選択を変える必

要があり、③かつ差別のように規範的・社会的に許容されない事態の発生を避ける必要があると考えるならば、そこから個人信用スコアに関するサービスを適切にデザインするための規範的観点として、以下の3点を挙げることができるだろう。

第一に、スコアリングに用いるものとしては個人の行為に関するデータを中心とし、属性を用いる場合には注意する必要がある。行為は基本的に各自の自己決定の結果であり本人に帰責しやすいが、属性にはそうではない、典型的には生来的なものが多く含まれている。このため、関連性についてサービス提供者側が説明する高度の責任が生じるだろう。

第二に、予約日時に現われなかったなどの客観的なデータに基づく評価の問題性が低いのに対し、「場にそぐわない」といった主観的な評価を用いる場合には注意する必要がある。どのような客観的評価が生じるかは事前に予測することがかなりの程度可能であり、したがって行動変容に結び付きやすいのに対して、主観的評価についてはそのような予測可能性を十分に実現することができないからだ。主観的評価だとしても関連性の高いものであればその正当性を主張することは可能だろうが、評価の観点や結果が対象者にも社会的にも共有されない可能性がある点には留意する必要があるだろう。

第三に、結果が何かを給付するような恩恵的なものか、剥奪したり制限するようなものか。典型的には行政手続法14条が不利益処分に対し理由を付記する義務を行政機関に課していることに示されているように、後者に対しては高い水準での説明責任が要求されることになるだろう。

6 正当化のコンテキスト

さらに重要なのは、一定の対応が給付的か剥奪的かはそれぞれの社会のコンテキストに依存するということである。たとえば従来ホテルに泊る際に高額のデポジットが要求されていた中国社会では、高いスコアを持つ顧客にそれを免除することは恩恵として理解されるだろう。だがこれまでそのような支払いを要求してこなかった日本社会では、むしろ低いスコアの顧客に対してデポジットを求めるといふ剥奪的な意味を持つ。このため、これまで顧客に対して高い信頼を（かなりの程度無根拠に）向けてきた我が国の社会において個人信用スコアが受容されるためには、さきほど検討した諸要素に対してかなり高水準の回答を示す必要があるのではないかと考える。前述した Yahoo! スコアが社会的に強い批判を受け、「炎上」した背景として、根拠とする情報・スコアの利用範囲・利用者の得られるメリット等について曖昧なままサービスをアナウンスしたことを指摘することができるだろう。

たとえばレストランの予約サービスにおいて顧客を区別するために必要なデータは予約の時間と場所にきちんと現われるかとか平均的な支払金額であり、友人が多いことや不動産の所有は無関係でないにしても関連性が薄く、学歴や慈善団体への寄付実績はほぼ無関係だと言ってよいのではないか。フリーランスで働いている人々を・スポットで働いてくれる人を探している企業とマッチングするようなシステムを考えれば、重要なのは成果の質と期限の遵守率のみであり他の側面はほぼ無関係だと考えることも許されよう。

このようにスコアリングが必要なユースケースを検討すると、①市民生活のあらゆる側面の情報を収集し、②それを単一のスコアに還元す

る芝麻信用のようなシステムは本来、正当化のための挙証水準が極めて高い野心的ないし冒険的なものであり、その存在を規範的に正当化することは、一般的な（これが西側自由主義国の偏見にすぎないと指摘される可能性を認めたくて言うならば）社会においては困難だとも考えられる。中国におけるユースケースにおいてすら、図書館やホテルでのデポジットをめぐる例で本来必要だったのは経済的な信用に不安な要素がないかという点、約束を順守する能力と意思が示されてきたかというレベルにとどまり、だとすれば（現に日本の図書館においても採用されているように）それに失敗した利用者に関して一定のサンクション——次回以降の利用制限や一定の経済的制裁——を科すことで本来は十分だったのだとも思われる。芝麻信用のような統一的スコアリングが成立するためには中国社会の特質が大きく寄与しており、そこにおいてすら偶発的な影響があったのだと考えるべきかもしれない。

7 COVID 下のスコアリング

前述のように、2019 年頃までにかかなりの普及を見せ日本からも注目が集まっていた個人信用スコアだが、その後の動向についてはかなり予想しがたいものとなった。それはもちろん 2020 年以降に拡大した COVID-19 によるパンデミックの下で、特にゼロコロナ政策を継続してきた中国においては社会生活が非常に強い制約のもとに置かれる事態が頻繁に生じ、旅行にせよ新たな不動産の購入にせよ、個人信用スコアを活用する必要のあるポジティブな社会活動自体が十分には行なえなくなってしまったという事情に基づくものだろう。

だがおそらくそれだけではない。中国政府が、COVID-19 に対応する手段として導入し、運用

を続けてきたのが「健康コード」と呼ばれるシステムである。その主要な機能は①ハイリスク地域に滞在した経験がないことを確認し、②特定の場所を訪問した記録を残すことにある(高口康太(2021)p. 99)。これらの情報をもとにさまざまなシステムに記録された行動履歴を統合し、「ある個人がどれだけ感染リスクがあるのかを、赤、黄、緑の3色でスマートフォンの画面に表示する(……)たとえば、赤ならばただちに2週間の隔離、黄ならば7日間の自宅待機、緑ならば社会活動を行うことが許される」(高口康太(2021)p. 101)。ただちに理解できるようにこれは、個人の信頼可能性(問題を秘めていないこと)ではなく潜在的な危険(問題を秘めていること)を可視化し社会的に共有するための、反転した個人信用スコアにほかならない。高度に発達したプロファイリング技術はここで、個人の感染可能性=マイナスの信用を算出し強制へと結び付ける装置へと進化したと考えることができるだろう。

その際、そのスコアを確認しさまざまな強制措置——移動禁止や自宅隔離——へと結び付ける社会的なシステムが存在することについても注意しておく必要がある。健康コードについても、さまざまな建物や街区に出入りするための導線を厳しく制限し、通過するものが健康コードによるチェックを間違いなく経由することを保障し、社会活動が許されない状況にあるものが把握された場合にはただちに強制措置——隔離なり自宅待機なり——へと誘導するための「封鎖式管理」を実現するために、膨大な人員が動員された。都市では居民委員会・農村部では村民委員会という、日本の自治会や町内会に相当するような住民の基層的組織がこの機能を担ったが、高口康太が指摘するとおり、日本のそれとは違って全住民が強制的に所属し、独自の人

員を確保するための財政措置が公的に取られている点には注意する必要がある(高口康太(2021)pp. 54-60)。このような住民組織と、全国に多くの党員を有する中国共産党の組織が組み合わされることによって、電子的に算出されたスコアを現実の処遇へと結び付ける COVID-19 対策が実現したのだ。

だがこのことは裏腹に、スコアリングすることがシステムの鍵なのではなく、スコアリングが社会的に受容され、それにより人々の実際の行動変容が起きることが重要なのだということも示しているだろう。前述した社会受容性の問題は、この点との関連においても意識する必要があるだろう。

8 その後の「社会信用システム」

すでに別稿(大屋雄裕(2019))で指摘したことではあるが、個別企業をベースに構築されており、したがって評価の多様性や利用者による戦略的行動——たとえば社会的信用に影響し得るような書籍は日常的に利用しているのとは異なるネット書店から購入することによって信用評価の単位を分割する——の機会が残る個人信用スコアと異なり、国家の保有する抜け・漏れ・重複のない個人情報为基础として、それらがすべて統合されることによって生まれる社会信用システムが実現するのはまさに個人の生活の完全な把握とそれをもとにした管理であり、ある意味では監視・管理の限界から生じる個人の自由や抵抗の可能性を保ち続ける我々の社会とは異次元の統治を実現することになるだろう。だが中国政府が建設を目指してきたのはそのようなシステムにほかならない。すでに2019年に公布された社会信用システムの建設加速に関する指導意見において、すべての国民・法人の行為を悪事も善行も含めて記録し管理すること、さ

らにはそこで生まれたビッグデータを AI で分析しリスクを予測して事前対策へとつなげていくことが将来像として明記されているという（高口康太（2021）p. 199）。

しかし同時に、パンデミック以前の状況においてそれはある程度までかけ声にすぎず、現実的な基礎を欠いていたとも、高口は指摘している。各個人の行動を政府が把握しスコアリングしていく「道徳的信用スコア」の導入が謳われたが、現実には善行がいつ・どこで行なわれたかを政府機関が把握することは難しい。ボランティアの実績を評価するにはあらゆるボランティア団体からスコアリングに必要な情報を提供してもらう必要があるがそのために必要な手間や時間は膨大であり、なかなか進まない。高口の取材した江蘇省蘇州市では、結果的にスコアリングに利用されていたのは献血の回数だけだったという（高口康太（2021）pp. 34-35）——したがってそれは「少なくとも現時点ではかけ声とプレスリリースのなかにしか存在しない「紙の上のディストピア」にとどまっている」（高口康太（2021）p. 35）。

だがこのような状況は、前述のとおりパンデミック対策としてのスコア活用が始まったことによって一変してしまった。足かけ3年にわたって続いたゼロコロナ政策の経験を経て、そのあまりに圧迫的で制約の強い使用方法に対し反発した人々の大規模な抗議活動が全国の大都市で発生し、中国政府がかなり唐突な方針転換を迫られたことについては、最近の報道に詳しい。

かつて筆者は取材に答えて、個人信用スコアが中国で受容されているという評価についても、ある程度高いスコアを得られる利用者はシステムに対してネガティブな印象が弱くなることが予測できる状況のもとで、①我々日本人のような外部の観測者と交流があり情報を提供できる

のは比較的高評価を得ている中流階層以上である可能性が高く、②低評価しか得られなかった集団の社会的活動が抑制されているために外部から不可視状態になっているというバイアスの影響を考慮する必要があることを指摘したことがある（菅付雅信（2019））。あるいは中国社会における現状は、そのような隠れたバイアスの影響が取り払われつつある状態を示しているのかもしれない。一時の熱狂が去りつつある今、個人信用スコアという発想自体に対する冷静な評価は必要になるだろう。

【注】

- 1) 芝麻信用については、たとえば柏木亮二（2017）を参照。また、パンデミック前の状況を前提にしたものだが個人信用スコアの規範的側面を検討したものとして、大屋雄裕（2019）および大屋雄裕（2020）以下を参照。
- 2) 典型としてたとえば、山本龍彦（2017）がある。
- 3) 本稿の執筆中、2023年1月末をもってAIスコアリングを活用した個人向け融資事業から撤退する旨がJ.Score社からアナウンスされた。https://www.jscore.co.jp/end_of_service（2022年12月14日最終確認）。
- 4) たとえば種村季弘（1983）を参照。
- 5) 正義定式およびその意義に関する代表的な議論としては、井上達夫（1986）第1章を参照。
- 6) Solove（2011）第2章を参照。もちろんソロー自身はこのような主張を同書で批判している。

【参考文献】

- 井上達夫（1986）『共生の作法—会話としての正義』創文社（増補新装版（2021）勁草書房）。
- 大屋雄裕（2019）「個人信用スコアの社会的意義」『情報通信政策研究』2巻2号、pp. I-15 - I-26。
- 大屋雄裕（2020）「プロファイリング・理由・人格」

- 稲葉・大屋・久木田・成原・福田・渡辺（編）『人工知能と人間・社会』勁草書房、pp.260-296.
- 岡本隆司（2013）『近代中国史』筑摩書房。
- 柏木亮二（2017）「信用のプラットフォーム「芝麻信用」」『金融 IT フォーカス』2017 年 10 月号、pp.14-15.
- 菅付雅信（2019）『動物と機械から離れて—AI が変える世界と人間の未来』新潮社。
- 高口康太（2021）『中国「コロナ封じ」の真実—デジタル監視は 14 億人を統制できるか』中央公論新社。
- 種村季弘（1983）『べてん師列伝』青土社。
- 山本龍彦（2017）『おそろしいビッグデータ—超類型化 AI 社会のリスク』朝日新聞出版。
- Solove, Daniel J. (2011) *Nothing to Hide: the False Tradeoff between Privacy and Security*, Yale University Press.

おおや たけひろ

1974 年生まれ。東京大学法学部第二類卒業。
同大学院法学政治学研究科助手、名古屋大学大学院法学研究科助教授・教授などを経て現職。

【著書】

『自由か、さもなくば幸福か?』筑摩選書、2014 年
『裁判の原点：社会を動かす法学入門』河出ブックス、2018 年

『法哲学』（共著）有斐閣、2014 年

『法哲学と法哲学の対話』（共著）有斐閣、2017 年

『AI と社会と法：パラダイムシフトは起きるか?』（共著）有斐閣、2020 年 など

【論文】

「個人信用スコアの社会的意義」（2019 年）『情報通信政策研究』2 巻 2 号

「パンデミックと超監視社会の可能性」(2021 年)『国際問題』698 号

「Society5.0 と人格なき統治」（2021 年）『情報通信政策研究』5 巻 1 号

「計算可能性と自由な行為」（2022 年）『地方自治』892 号 など
